

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「実際費用方式に基づく平成 23 年度の接続料等の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顯示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性の確保は勿論のこと、平成 20 年の前回申請以降の市場における東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)の独占化の進行など、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方にについての答申」(平成 20 年 3 月 27 日)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、その分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後の 3 年間で FTTH 市場は、NTT 東西殿の独占が更に高まった等、競争の進展が見られなかつことを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせて頂きます。

【各論】

1. ドライカッパ接続料について

ここ数年上昇傾向にあったドライカッパ接続料等は概ね前年度より低下していますが、その主たる要因は土木設備の耐用年数等の見直し(土木設備:27 年→50 年)によるものです。今後も光へのマイグレーション等に伴うメタル回線利用者の減少トレンドは変わらないと考えられることから、今回のようなドライカッパ接続料等の低下は一時的なものと考えられ、平成 24 年度以降は再び上昇することが強く懸念されます。

このことは、NTT 東西殿のメタル設備維持コストを、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担するという構造的な問題に起因するものであり、この問題の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本的に見直すために、総務省主催による接続事業者参加型の接続料検討会等を早急に設定すべきと考えます。

また、平成 22 年 11 月 2 日に NTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションについての概括的展望」が示されました。メタル回線設備移行計画等、接続事業者にとってサービス維持やドライカッパ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT 東西殿は、接続事業者の要望する必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。

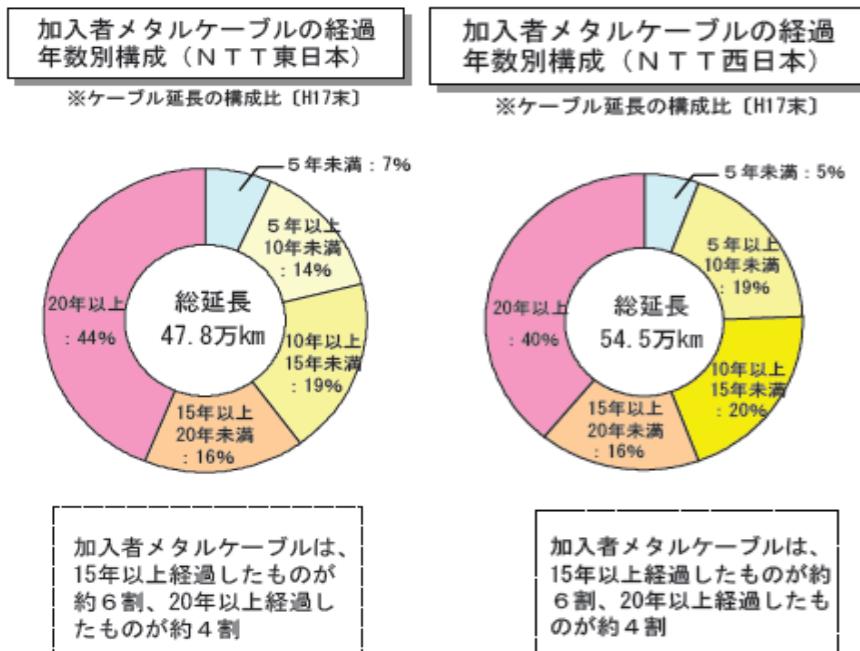
2. 接続料算定に係る問題

(1) 耐用年数の見直しについて

土木設備の管路、とう道については、期間損益の適正化を図るため、平成 20 年度以前は耐用年数を 27 年としていたものが利用実態に基づき平成 21 年度から 50 年に見直しされています。しかしながら、NTT 東西殿より利用実態の情報が公開されていないため、土木設備を含め各設備の耐用年数が適正に設定されているのか接続事業者からは確認することができません。NTT 東西殿は各設備について利用実態の情報の公開とともに、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離があるものについては、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきと考えます。

なお、メタルケーブルについては、平成 17 年末の加入者メタルケーブルの経過年数別構成(NTT 東西殿)によると、15 年を経過したケーブルが 6 割を超えており(下図参照)。平成 17 年から 5 年を経過している現時点においては 15 年以上のものが 8 割を超える状態になっていることが想定され、加入者メタルケーブルのほとんどは法定耐用年数の 13 年を超えて利用されているものと考えられます。

設備区分	法定耐用年数	経済的耐用年数
架空メタルケーブル	13	24.9
地下メタルケーブル	13	33.9



(NTT 東日本殿(平成 19 年 5 月 22 日)) (NTT 西日本殿(平成 19 年 5 月 22 日))

*「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に対する NTT 東西殿の意見より抜粋

(2)未利用メタル回線について

メタル回線芯線利用率は、NTT 東日本殿:43.1%、NTT 西日本殿:46.0%(平成 20 年度実績)であることから、メタル回線の未利用芯線は 6 割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されていることになります。このためメタル回線に係る費用を負担している接続事業者やドライカッパ回線利用者が過度の負担を強いられていることになります。

具体的には未利用回線について、下記のような方策等を検討し、接続料算定コストから除外したうえで、適切な費用負担となるよう見直すべきと考えます。

<接続料算定より除外等見直し対象例>

- ・接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル回線設備
- ・RSBM(事業者がコロケーションできない RT)と π システムの下部のメタル回線設備

(3)光とメタルの配賦率

市内線路保全費のメタルと光ファイバへの配賦率は下記の表のとおり、大幅にメタルに偏ったものになっています。メタルから光へ移行が進展する中、光とメタルの配賦が適正

におこなわれているか検証する必要があると考えますが、現状の NTT 東西殿が公開している算定根拠では十分な情報が開示されているとはいえない。従って、妥当性を十分に検証できるよう NTT 東西殿は市内線路保全費等の費用の配賦比率の算出に用いられたメタルと光ファイバそれぞれの総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長等を加入者系とそれ以外のものに分けて情報開示すべきと考えます。

<市内線路保全費の費用の配賦データ>

	費用の帰属に使用した データの種類	主な対象設備	比率	
			メタル	光ファイバ
NTT 東日本	総芯線長	ケーブル	90.0%	10.0%
	架空ケーブル長	電柱等	84.3%	15.7%
	管路ケーブル長	地中設備	72.6%	27.4%
NTT 西日本	総芯線長	ケーブル	93.6%	6.4%
	架空ケーブル長	電柱等	87.9%	12.1%
	管路ケーブル長	地中設備	70.4%	29.6%

*接続会計報告書平成 21 年度第四部参考情報より

(4) 専用サービス等レガシーサービスについて

レガシー系サービスの接続料については、需要の減少に伴い、今年度も大部分が値上げ傾向となっています。NTT 東西殿においては、「需要の減少に伴う接続料の上昇の抑制に努めている」とのことですが、移行期における需要の減少幅に応じたコスト削減の実現は困難であり、次年度以降も接続料の上昇が予想されるため、算定方式の抜本的な見直しが即時に必要と考えます。

3. 工事費・手続費について

(1) 作業単金について

作業単金の費用項目の中で退職給与費がここ 2、3 年上昇していることについては NTT 東西殿の年金資金運用が失敗した結果とのことです。年金資金運用の良し悪しによる年金運用実績の変動は、その年金の運用先を選定し委託及び使途している NTT 東西殿のみが負担すべきであり、確定給付型年金の年率運用ショート分については、接続事業者が負担するのではなく NTT 東西殿の内部留保を取り崩して補填すべきと考えます。

また、内部留保を取り崩しての補填を行わないのであれば、接続事業者の予見性を高めるため、NTT の毎期の年金運用成績を開示し、退職給与費の影響額について接続事業者で検証可能とすることを要望します。なお、年金運用益が予定を上回った場合については、作業単金での退職給与費をマイナス計上にすべきと考えます。

(2)作業時間の見直しについて

作業時間の見直しは情報通信審議会答申(平成 18 年 2 月 28 日)において、「工事費・手続費の作業時間は、新サービスやシステム化の影響を受けるもの等について必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である」という考え方が示されているところです。しかしながら、従来のサービスにおいても、作業の業務効率化や熟練することによる工数の削減等による効率化はなされているものと考えられることから、これらを反映するよう作業時間を見直し、接続料に反映させるべきと考えます。

(3)優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費

優先接続受付手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費は、共に運営費が減少傾向にあるものの、対象件数が運営費削減以上に減少幅が大きく、単価としては値上げとなっています。両者とも PSTN 回線の減少により、今後も件数の大幅減少が見込まれているところであります、当該費用の値上げ傾向を回避するためには、更なる効率運営を実施するべきと考えます。また、本費用のように、PSTN サービスの縮小に伴い、利用が減少する接続料については、利用者への影響が生じないよう、接続料算定方式自体を見直し、値上げ傾向を抑えるべく、早急に検討を実施すべきと考えます。

(4)料金回収手続費について

本申請案において、料金回収手続費は NTT 東西殿とともに値上げとなっています。これは、料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現在の算定方式では、NTT 東西殿におけるコスト削減のインセンティブが働きにくいことが主な要因であると考えます。今後は、NTT 東西殿が接続事業者の料金を回収することにより、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法※の見直しを行う等、料率の上昇を抑制し、NTT 東西殿に一層のコスト削減インセンティブが働くような施策の検討が必要であると考えます。

なお、料金回収手続費原価の一つである回収不能相当額については、前年度と比較(調整加算後)して、NTT 東日本殿では約 1.6 倍、NTT 西日本殿では約 2.7 倍と大幅に上昇しています。NTT 東西殿においては、その要因及び対策等詳細を説明する必要があると考えます。

※増分費用に基づく算定方法については、下記意見書の 17,18 ページを参照願います。

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052035/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/da_jiinkanbou/040524_3.pdf

以上